

志木市長 様
志木市福祉事務所長 様

① 重要事項確認票（表） ※必ず該当項目確認し、「確認済」欄にチェックをお願いします。

※ 必ずお読みください。特に重要な事項です。「□」に「✓」でチェックの上、署名欄にご署名をお願いします。
虚偽の申込みをした場合は、入所内定及び決定を取り消します。

申込みされるすべての方へ（必ずよくお読みいただいてからチェックをお願いします。）		確認済
1	利用調整（選考）は申込締切日までに提出された書類で審査します。必要な書類は、申込締切日までに必ずご提出ください。提出漏れがないか、再度ご確認ください。なお、郵送で申込書等の書類を提出した場合、必要書類の同封漏れや郵送事故による未着について市は一切責任を負いません。	☐
2	入園時点で申込みの内容と事実が異なる場合または変更が生じた場合は、入園内定取り消しまたは退園になります。勤務先・勤務日数・勤務時間・確認票の内容・住所等提出された書類の（証明）内容は入園時も継続しているものとして選考します。変更が生じた場合は、速やかにご相談いただき、必要書類をご提出ください。	☐
3	就労内定で申込みをした場合、入園月中に就労証明書を提出していただきます。申込み時に提出した勤務（内定）証明書通りの内容で就労していないことが判明した場合は、入園内定取り消しまたは退園になります。また、正規の勤務日数・時間数と実績が著しく異なっている際は、勤務先に事実確認をさせていただく場合があります。新たに勤務を開始した方は、提出する就労証明書で実績が確認できない場合、後日実績が確認できる書類をご提出ください。	☐
4	志木市外から転入予定で申請の場合、必ず、申請月の前月中での転入と、再度志木市様式での再申請が必要となります。（不承諾になった場合も同様です。）転入予定ありでの申請をしていたにも関わらず、申請月の前月中での転入・志木市様式での再申請の確認が取れない場合、次月以降は「転入予定なし」としての審査となりますので、ご注意ください。	転入予定者のみ ☐
5	利用希望施設の受入月齢をご確認ください。0歳児クラスを申込みの方は、利用希望月初日に受入月齢を満たしていない場合は、選考の対象外になります。また、1歳児クラスからの園や2歳児クラスで卒園になる施設など様々です。お子様のクラス年齢が選考対象かどうか、必ずご確認ください。	☐
6	保育園等は、施設によって設置や運営の基準、アレルギー対応の実施の有無や対応等、延長保育の有無・時間・金額等が異なります。また、児童の年齢や保育園等によって保育時間（保育園等で預かる時間）が異なります。希望される保育園等の対応については、申込み前に必ず各園にお問い合わせください。	☐
7	2歳児クラスまでの保育施設（小規模保育施設等）を卒園後、3歳児クラスからも保育施設入園をご希望の場合、再度新規としての入園の申請が必要となります。利用調整（選考）の結果、入園できない場合があります。	☐
8	利用希望施設の数に制限はありませんが、希望される順番に通える範囲でご記入ください。志木市では希望順位や希望施設数が選考に影響することはありません（一園のみの希望でも構いませんが、優先はされません）。申込み時点で空きがなくても急きょ空きが出て利用調整（選考）する場合もありますので、必ず利用したい順に希望してください。利用希望施設の変更届の提出は申込締切日まで可能です。	☐
9	入園すると原則、お子様が保育園になれていただくために短い時間で保育する「ならし保育」が数日間あります。（日数は、園によって異なります。）入園月より前に、ならし保育を行うことはできません。	☐
10	保育短時間認定をご希望の場合、変更の手続きが必要となりますので、保育課保育園グループまでご相談ください。（保育短時間認定の児童が、各保育施設の定める保育短時間の時間以前又は時間以降に施設を利用する場合は、延長保育料が発生します。）	☐
11	保育施設の入園内定後に内定を辞退した場合は、入園を希望する月の属する年度中は、保育園等利用調整指数が辞退1回につき、10点減点されます。	☐
12	保育施設に入園内定したときは、入園月前月中に面接と健康診断を受けていただきます。面接と健康診断が受けられない場合や、健康診断の結果、集団生活ができないと判断された場合、入園内定が取消になります。	☐
13	保育施設に入園し、当該施設の閉園等により卒園まで在園できない場合があります。	☐
14	保育施設利用案内の内容を理解したうえで、保育施設へ入園申請することに同意します。	☐

上記・裏面の記載事項について全て確認し、了承しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

（※裏面もご確認ください。）

② 重要事項確認票（裏）

※ 必ずお読みいただき、あてはまる項目の「□」に「✓」でチェックの上、署名欄にご署名をお願いします。
虚偽の申込みをした場合は、入所内定及び決定を取り消します。

1 入園希望日以降、空きを待つ場合の児童の状況について、チェックしてください。

①	別施設に預ける予定である。（現在も預けている場合も含む。） ※委託先名称： 委託先場所： 委託時期：令和 年 月から・週 日利用 料金：（未定の場合は記載の必要はありません。）	☐
②	職場に連れていく（委託施設なしの場合）	☐
③	保護者が入園まで保育する（ 育児休業を延長する ・ 就職を延期する ）	☐
④	その他（ ）	☐

2 兄弟2人以上の児童を申込の方は、以下の項目をご確認いただき、希望の審査方法にチェックしてください。

①	☐ 別々の園になっても入所する【別園可】⇒②へ / ☐ 全員が同園になる場合のみ入所する【同園のみ】⇒③へ
②	☐ 希望下位でも同園になる方を優先する⇒③へ / ☐ 別園になっても希望順を優先する⇒③へ
③	☐ 全員同時でなければ入所しない【同時期のみ】 / ☐ ひとりだけでも入所する【別時期でも可】⇒④へ （入所優先児童： ）
④	入園できなかった児童の待機場所（保育予定先）：（ ） ※ひとりだけ入園した場合、入園できなかった満1歳以上の子は家庭保育室等に預けて就労・就学等の開始が必要です。（祖父母等、親族に無償で預けることはできません。） ※入園できなかった子の希望保育施設を変更したい場合は、各月の締切日までに希望園変更届を提出してください。

！ご注意ください！

「同時期」を選んだ場合、どちらか一方に内定を出すことはできません。そのため、「別時期可」を選択した場合よりも内定が出づらくなる可能性があります。

3 ひとり親世帯の方へ

保育課に提出いただいている情報を共有し、ひとり親であることの確認・資料の共有をさせていただきます。

誓約書	市がひとり親であることの情報を閲覧することを了承しました。 令和 年 月 日 保護者氏名 _____
-----	--

4 育児休業中(取得予定を含む)の方へ

育児休業中の申込みは、入所された月に育児休業を取得している職場に復帰することを前提としています。入園された月の末日までに、就労証明書（育児休業取得済のもの）を保育課保育園グループへ提出してください。入園月中に申込み時と同条件で復職できない場合にも、内定取り消しあるいは退園となります。
【退園となる例】入園月中に元の勤務先に復職しなかった場合、復職せずに転職・退職した場合、復職後の勤務日数または時間数が申請時と比べて減少した場合（時短勤務を除く）

誓約書	証明書が提出できない場合は、退園いたします。 令和 年 月 日 保護者氏名 _____
-----	---